

湯河原町

D X 推 進 計 画

計画期間 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

令和5年2月

湯河原町

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 推進体制と進捗管理	4
第2章 本町をとりまくデジタル環境	5
1 国の動向	5
2 県の動向	6
3 本町の状況	7
第3章 計画推進	19
1 本町がDXにおいて目指す姿	19
2 政策の基本方針	20
3 基本方針にかかる施策展開	22
基本方針1 住民の利便性向上のための環境整備・推進	23
基本方針2 持続可能な行政運営のための環境整備・推進	33
基本方針3 DX推進のための環境整備	41
資料	50
1 湯河原町デジタル化推進会議	50
2 湯河原町デジタル化推進検討会	52
3 用語説明	54

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

私たちをめぐる環境は、AIやIoTなどの技術進歩により革新的なデジタル製品やサービスなどが誕生し、ICTがめざましく進展しています。一方で、デジタル技術の進展に伴い爆発的に重要性・多様性・容量が増大した「データ」については、生成・流通・活用など、環境が十分に整備されていませんでした。町民生活においてもスマートフォン等のデジタル機器や、キャッシュレス決済の急速な普及により、時間や場所に縛られることなく買い物ができ、情報を検索し、享受できるようになりました。

そう言った技術革新が進む最中、発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延は、私たちの意識や生活様式に変容をもたらしました。こうした状況の中、国や地方の情報システムの連携の脆弱さや、個人のデジタルリテラシー格差を浮き彫りにしました。

国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、これに向けた制度構築として、IT基本法の全面的な見直しを進める。このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるということにつながるとしています。

本町においても、湯河原町民全員の幸せの実現に向け「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を推進します。このような背景を踏まえ、住民福祉の向上を念頭に、町政におけるデジタル技術利活用のための方針及び具体的な戦略を示す「湯河原町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定することになりました。

2 計画の位置づけ

本計画は、湯河原町におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進するため、以下のように位置づけます。

◆ 官民データ活用推進基本法に基づく計画

湯河原町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する計画として策定します。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第2項に規定された都道府県官民データ活用推進計画である「かながわICT・データ利活用推進計画（令和元年7月に策定）」を勘案し、湯河原町における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとします。

◆ 総合計画の将来像の実現を支援する計画

本計画は、「湯河原町総合計画 ゆがわら2021プラン」の目指す「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現にむけ、町政各分野において、デジタル・情報化の面から支援する計画とします。また、推進にあたっては、「第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」や「第2期湯河原町観光立町推進計画」、「第2期 湯河原町地域福祉計画」「湯河原町教育委員会基本方針」を補完する計画とします。

平成二十八年法律第百三号

官民データ活用推進基本法

第二章 官民データ活用推進基本計画等

(都道府県官民データ活用推進計画等)

(抜粋)

第九条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下この条において「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度から、2027（令和9）年度までの5年間とします。

	年 度												
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
湯河原町総合計画 ゆがわら2021プラン			令和3年度～令和12年度 基本構想（10年間） 前期基本計画（5年間） 後期基本計画（5年間）										
第2期 湯河原町まち・ひと・しごと 創生総合戦略プラン		令和2年度～令和6年度 （5年間）											
第2期 湯河原町観光立町推進計画			令和3年度～令和7年度 （5年間）										
第2期 湯河原町地域福祉計画				令和4年度～令和8年度 （5年間）									
湯河原町教育委員会基本方針	毎 年 改 定												
【国】 自治体デジタル・トランス フォーメーション（DX）推進計画				令和3年1月～令和8年度 （約5年間）									
【県】 かながわICT・データ 利活用推進計画		令和元年度～令和4年度 （4年間）											
湯河原町デジタル・トランス フォーメーション（DX）推進計画					令和5年度～令和9年度 （5年間）								

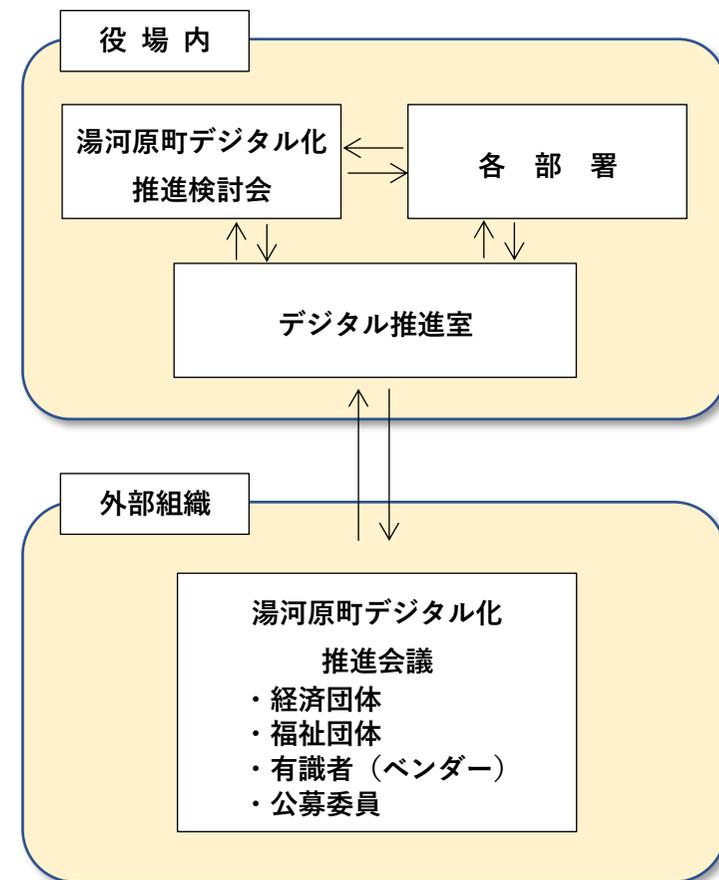
4 推進体制と進捗管理

◆推進体制

役場内では、デジタル推進室長・公営企業管理者・消防長・参事の職にあるもので構成する「湯河原町デジタル化推進検討会」において、町民、事業所及び職員からの意見及び提案を受け、湯河原町のデジタル化の方向性等について検討します。

また、外部組織として設置する「湯河原町デジタル化推進会議」において、推進計画の策定及び実施に必要な事項について、町長に提言を行います。なお、委員は、町の経済団体関係者・町の福祉団体関係者・有識者・公募により選出された町民で構成されます。

計画策定後は、「湯河原町デジタル化推進検討会」における進捗管理を行い、計画の推進を図ります。推進にあたっては、必要な研修等の機会の提供、部署や所管業務を超えた取り組み、庁内だけに留まらない、積極的な情報の公開・提供に努めます。





第2章 本町をとりまくデジタル環境

1 国の動向

- 2000（平成12）年 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）成立
- 2000（平成12）年 IT基本戦略公表
- 2001（平成13）年 e-Japan戦略公表
- 2003（平成15）年 e-Japan戦略II公表
- 2006（平成18）年 IT新改革戦略公表
- 2009（平成21）年 i-Japan戦略2015公表
- 2013（平成25）年 内閣情報通信政策監（政府CIO）の法定設置
- 2013（平成25）年 世界最先端IT国家創造宣言
- 2014（平成26）年 サイバーセキュリティ基本法成立
- 2016（平成28）年 官民データ活用推進基本法成立
- 2017（平成29）年 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画策定
- 2017（平成29）年 デジタル・ガバメント推進方針決定
- 2018（平成30）年 デジタル・ガバメント実行計画策定
- 2018（平成30）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画策定
- 2019（令和元）年 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）改正
- 2019（令和元）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画変更
- 2020（令和2）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画変更
- 2020（令和2）年 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画策定
- 2021（令和3）年 デジタル社会形成基本法成立
- 2021（令和3）年 デジタル田園都市国家基本構想
- 2022（令和4）年 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】策定
- 2022（令和4）年 デジタル田園都市国家構想総合戦略策定

第一期
ICTインフラの整備

第二期
ICT利活用の推進

第三期
デジタルデータの利活用の推進

第四期
デジタル社会の構築

2 県の動向

◆ 「かながわICT・データ利活用推進計画」の策定と取組

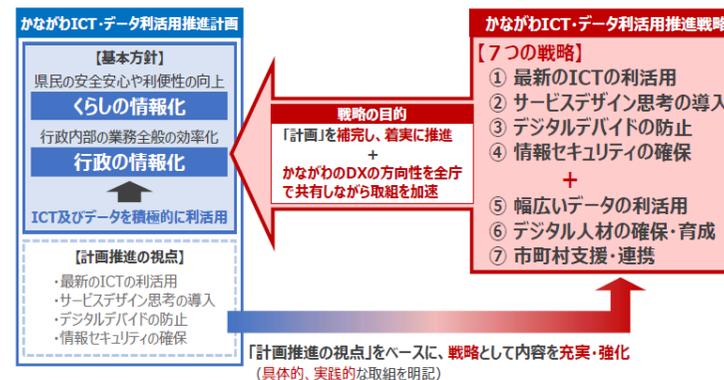
ICT及びデータの積極的な利活用による県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を実現するため、「かながわICT・データ利活用推進計画」を策定し、「最新のICTの利活用」、「サービスデザイン思考の導入」、「デジタルデバイドの防止」及び「情報セキュリティの確保」の4つの視点に留意しながら、計画を効果的かつ着実に推進。

◆ 推進体制の強化

ウィズコロナ時代を迎える中、「くらしの情報化」及び「行政の情報化」を一層スピードアップするため令和2年11月にデジタル戦略本部室を設置。また、県は、温かさや優しさを感じられるデジタルに支えられたサービスの体験、体感を通して、社会的課題の解決や未来社会の創造につなげるため、未来創生課（現いのち・未来戦略本部室）内に「デジタル・エクスペリエンス推進チーム」を設置。

◆ 戦略の策定

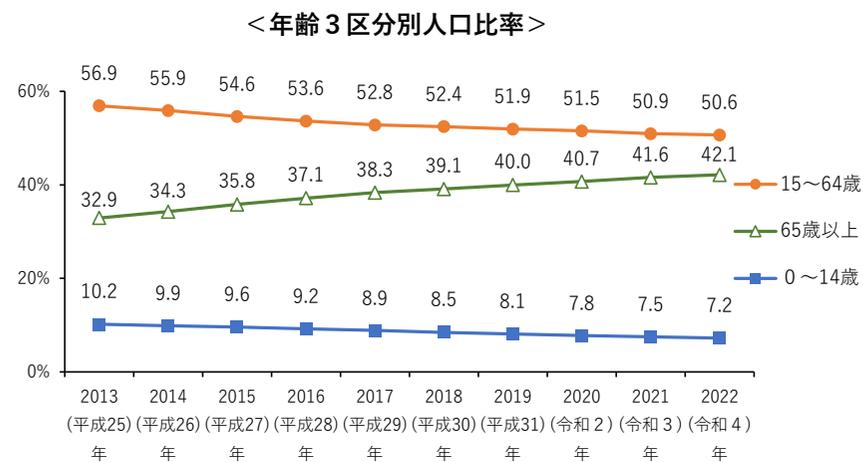
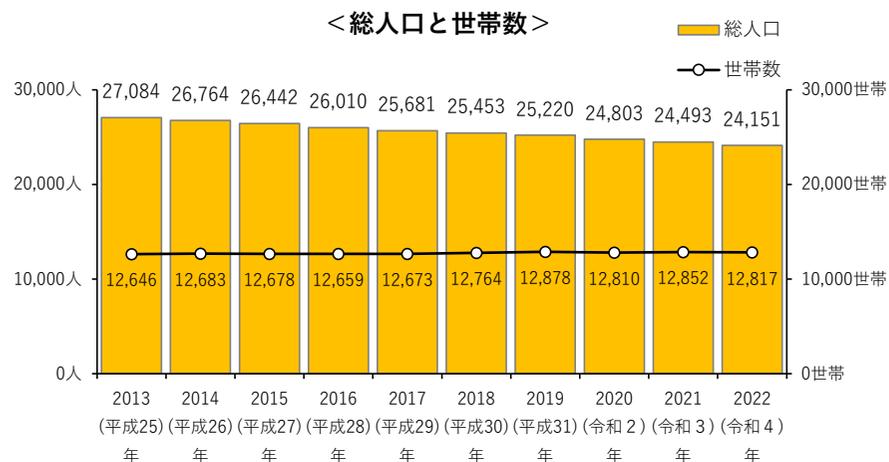
コロナ禍において顕在化したデジタル化の遅れという新たな状況に対応し、計画をさらに効果的に推進し、DXの加速化を図るため、県庁全体で幹部職員を筆頭に、職員一人ひとりが本県のDXの方向性を共有し、主体的に取り組むための方策として、「かながわICT・データ利活用推進戦略」を策定。



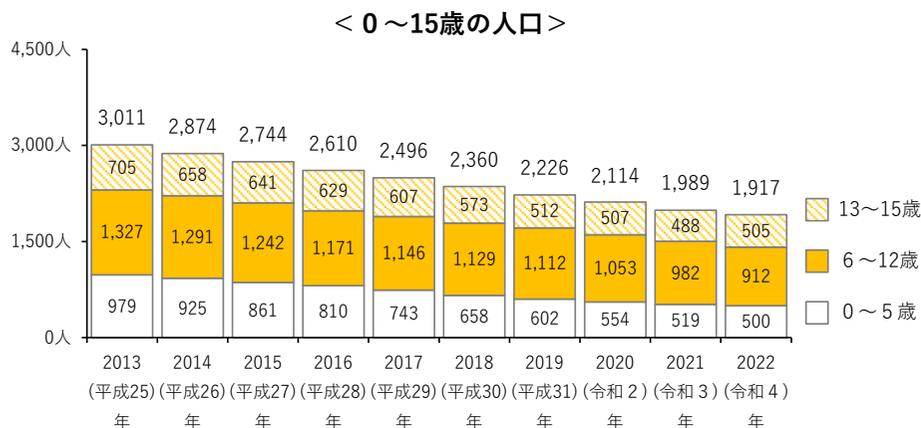
3 本町の状況

1) 統計等に見る本町の状況

①人口・世帯



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

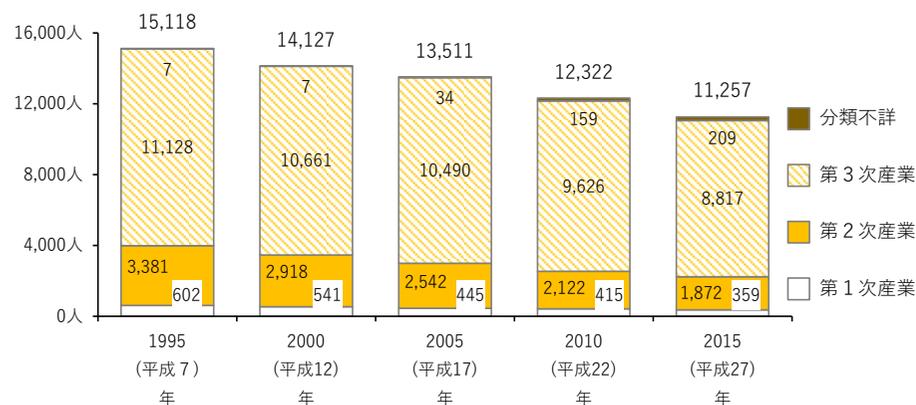


○総人口は、2013（平成 25）年の 27,084 人が最も多く、以降は年々減少しており 2022（令和 4）年では 24,151 人となっています。

○年齢3区分別人口の、0～14 歳と 15～64 歳は年々減少しています。一方、65 歳以上は年々増加しており、2022（令和 4）年では 42.1%となっています。

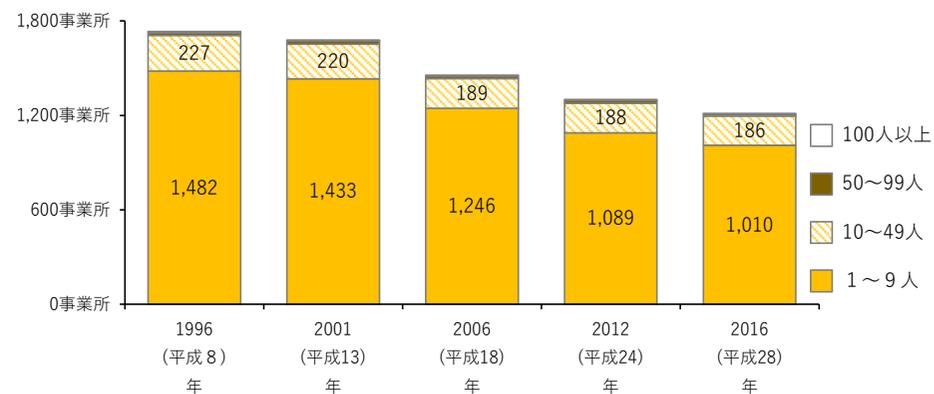
②産業・観光

<産業分類別就業者数>



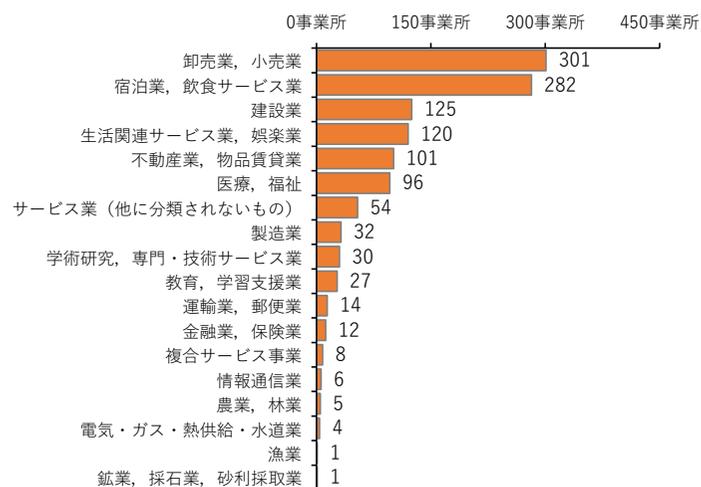
資料：国勢調査

<従業者規模別民営事業所数>



資料：事業所・企業統計調査（平成18年まで）経済センサス活動調査（平成24年から4年ごと）

<町内事業所数>

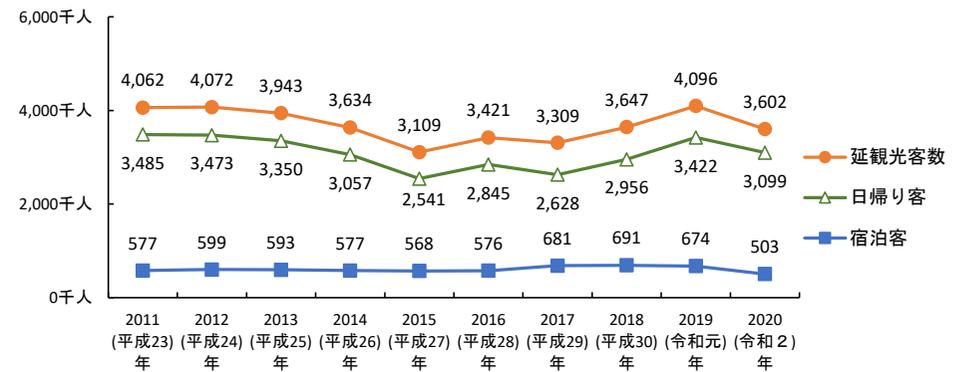


資料：経済センサス活動調査（2016（平成28）年）

- 産業分類別就業者数は、「分類不詳」を除いた全ての産業で就業者数が減少しています。
- 従業者規模別民営事業所数は、全ての規模で減少しています。2016（平成28）年では「1～9人」規模の事業所数が1,010、「10～49人」規模の事業所数が186となっています。
- 事業所数は、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」が多く、「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」と続いています。

○観光入込客数*は、2015（平成 27）年以降増加傾向にあり、2019（令和元年）には延観光客数が 4,096 千人まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により 2020（令和 2）年は減少しています。

<観光入込客数の推移>



資料：神奈川県入込観光客調査

④湯河原町 Wi-Fi スポット

町内で free Wi-Fi が繋がるスポットは、令和4年5月現在で、40 か所あります。

「Free Yugawara Wi-Fi」*設置施設一覧					
1	■町役場第1庁舎	16	■温泉場ぶらりお休み処	31	□やまぶき建設(株)
2	■駅前広場	17	■こごめの湯	32	□美容室 TREVI (トレヴィイ)
3	■幕山公園 管理棟	18	■防災コミュニティセンター	33	□マリン馬
4	■総合運動公園管理棟	19	■防災コミュニティセンター駐車場	34	□愛ランド オケモト
5	■総合運動公園パークゴルフ場	20	■町民体育館	35	□(株)かどや百貨店
6	■ヘルシープラザ	21	■美術館	36	□(有)三洋時計店
7	■宮上会館	22	■湯河原小学校体育館	37	□湯河原燃料企業組合
8	■宮下会館	23	■吉浜小学校体育館	38	□オフシーズン
9	■城堀会館	24	■東台福浦小学校体育館	39	□理容店いわもと
10	■門川会館	25	□五所神社	40	□しあわせ中華そば食堂にこり
11	■鍛冶屋会館	26	□五郎神社		
12	■文化福祉会館	27	□素鷲神社		
13	■川堀会館	28	□城願寺		
14	■福浦会館	29	□湯河原町商工会館		
15	■子育て支援センター(ゆたぼん)	30	□パソコンレスキュー		

■公共施設：24 か所
□民間・その他施設：16 か所

資料：湯河原地理情報システムより

※「Free Yugawara Wi-Fi」とは

湯河原町内にある無料のWi-Fiスポットです。

現在はエリア拡大のため、町内にある事業者の無料Wi-Fiスポットについても、アクセスポイント名の変更にご協力くださる事業者を募集しています。

町内のWi-Fi電波の名称を「Yugawara-Wifi」に統一することにより、電波の信頼性を高め、観光振興の発展、災害時の迅速なインターネット通信を提供することを目的としています。

▼「Free Yugawara Wi-Fi」スポット目印



「SSID:Yugawara-WiFi」または
「SSID:Yugawara_Wifi」

※SSIDとは、無線LANのアクセスポイントを識別するための名前のことです。

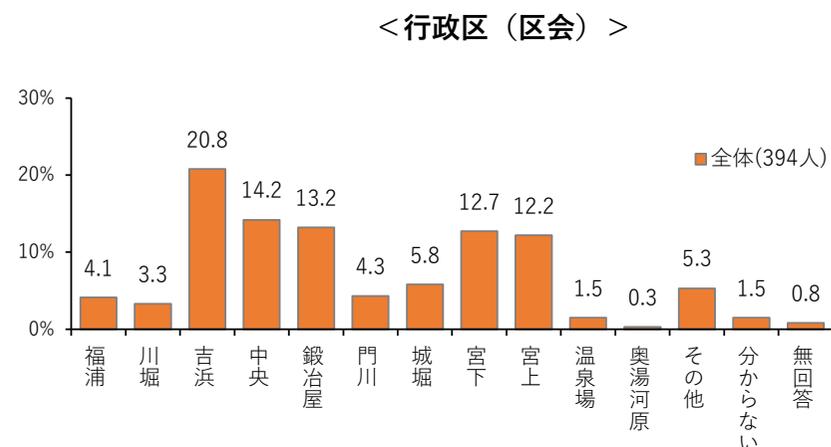
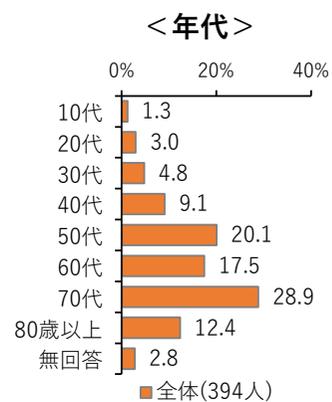
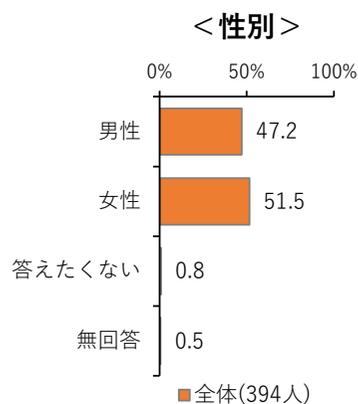
2) アンケート結果に見る本町の状況

町のデジタル推進計画策定に向けた基礎資料とするため、令和4年1月21日（金）～2月4日（金）に町民及び町内事業所等を対象にアンケート調査を実施しました。

①町民アンケート

調査概要	
調査対象	町内在住の18歳以上の男女 無作為抽出1,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数(率)	394 (39.4%)

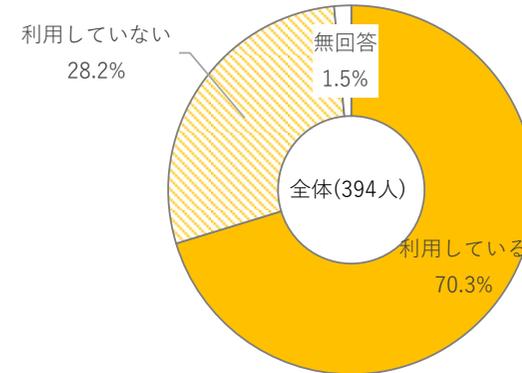
ア 対象者の属性



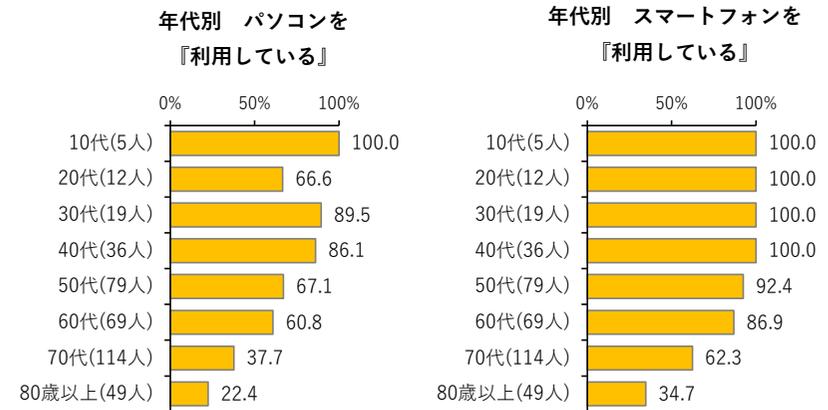
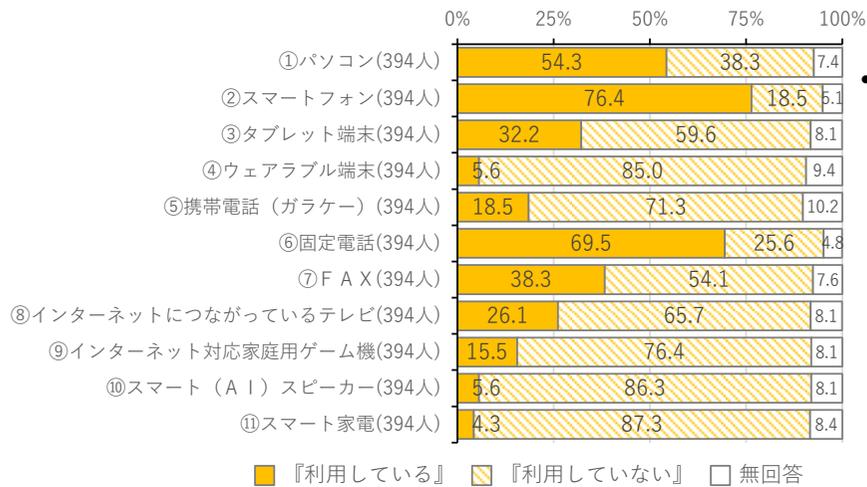
イ ICTの利用環境

- ・ 比較的年齢層の高い方からの回収率が多かったにもかかわらず、インターネットの利用率は7割となっています。
- ・ 利用している情報通信機器は、「スマートフォン」「固定電話」「パソコン」が多くなっています。
スマートフォンは年代別にみても利用率が高く、70代でも6割を超えています。

<インターネットの利用状況>



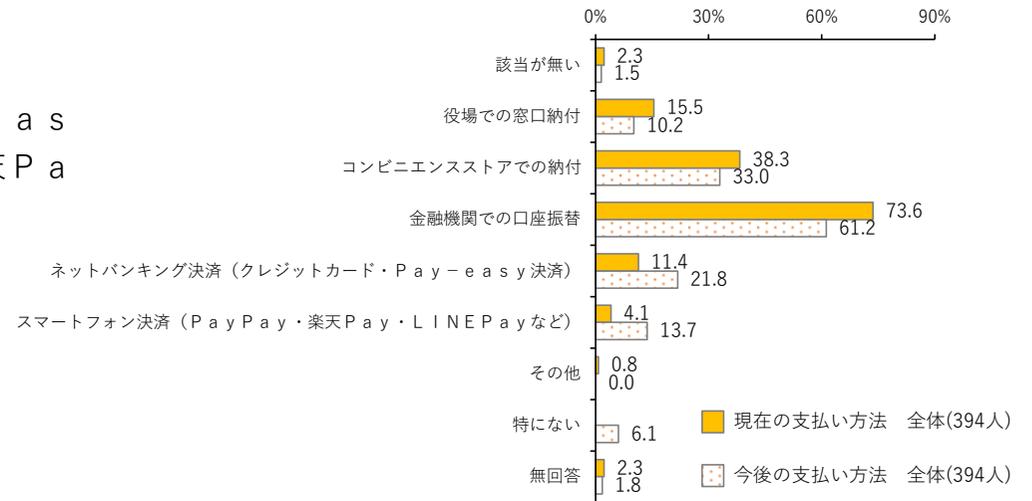
<情報通信機器の利用状況>



ウ キャッシュレス決済について

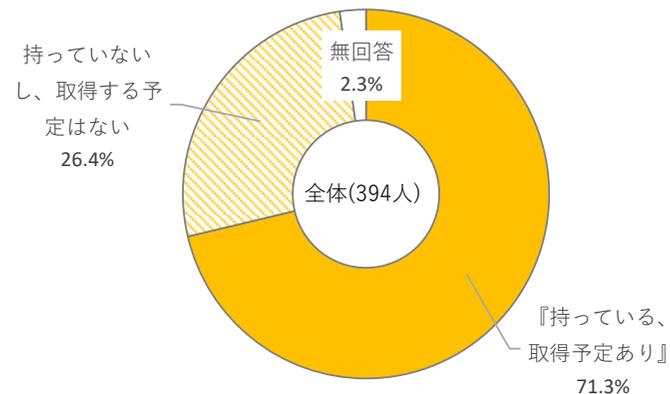
- 税金や公共料金等の支払方法の今後の意向では、「ネットバンキング決済（クレジットカード・Pay-easy決済）」や「スマートフォン決済（PayPay・楽天Pay・LINE Payなど）」が増加傾向にあります。

<税金や公共料金等の支払方法>



エ マイナンバーカード*について

<マイナンバーカードの所持状況>



- マイナンバーカードを『持っている、取得予定あり』は7割となっています。
- マイナンバーカードで期待することは、「健康保険証としての利用」「印鑑登録証としての利用」「救急時に救急隊員等があなたのマイナンバーカードから健康データを確認できる」が上位3項目となっています。

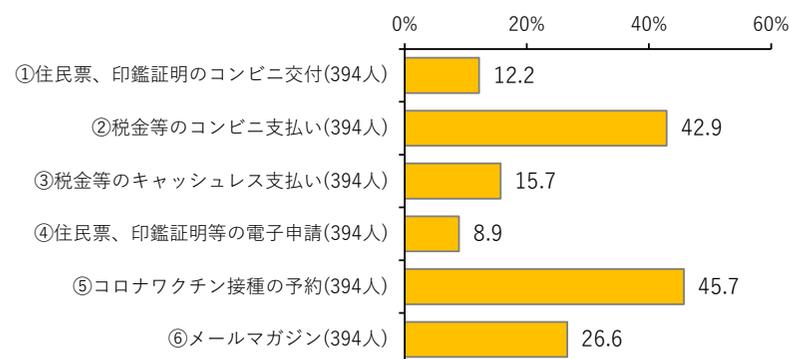
オ 行政のデジタル化推進について

・町が提供している情報サービスの利用率は低く、いずれも利用率は5割に満たない結果となりました。

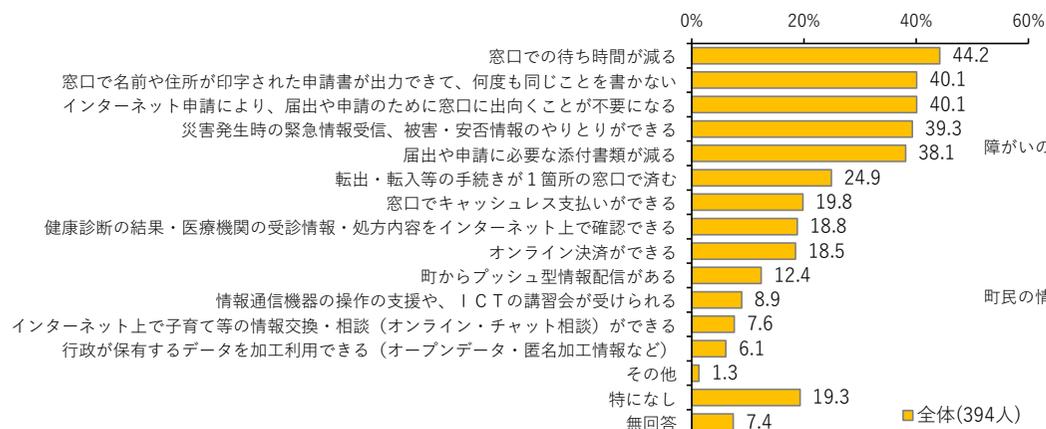
・デジタル化による行政への期待として、「窓口での待ち時間が減る」、「窓口で名前や住所が印字された申請書が出力できて、何度も同じことを書かない」、「インターネット申請により、届出や申請のために窓口に出向くことが不要になる」が上位3項目となっています。

・デジタル化を進める上で行政が重視すべきこととして、「防災・防犯など町民の安全・安心の確保」、「災害時にも途切れることのない通信環境の整備」、「個人情報の流出防止等セキュリティ対策の強化」が上位3項目となっています。

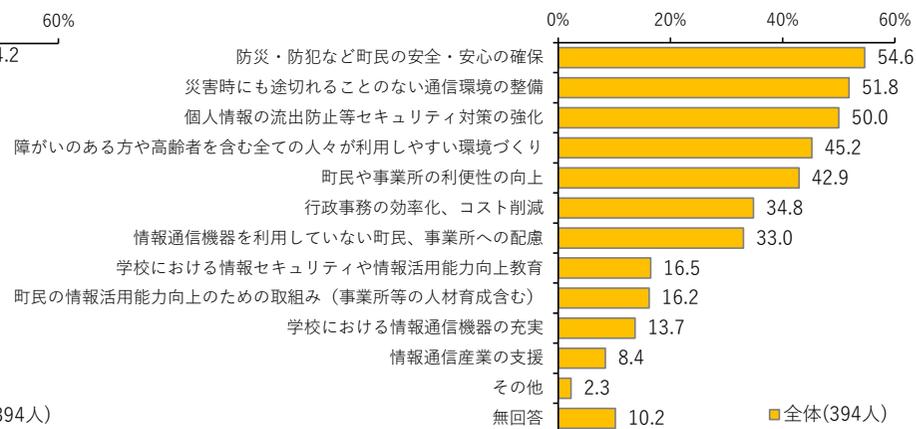
＜『利用したことがある』情報サービス＞



＜行政サービスに期待すること＞



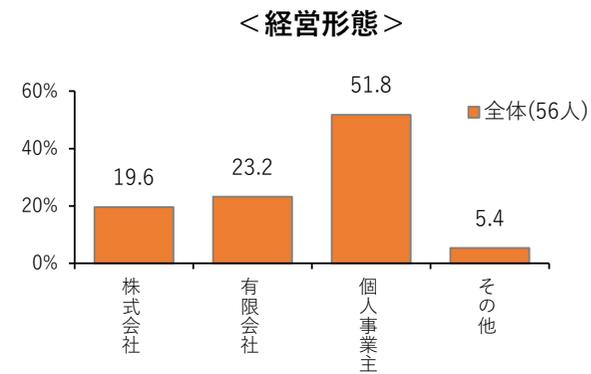
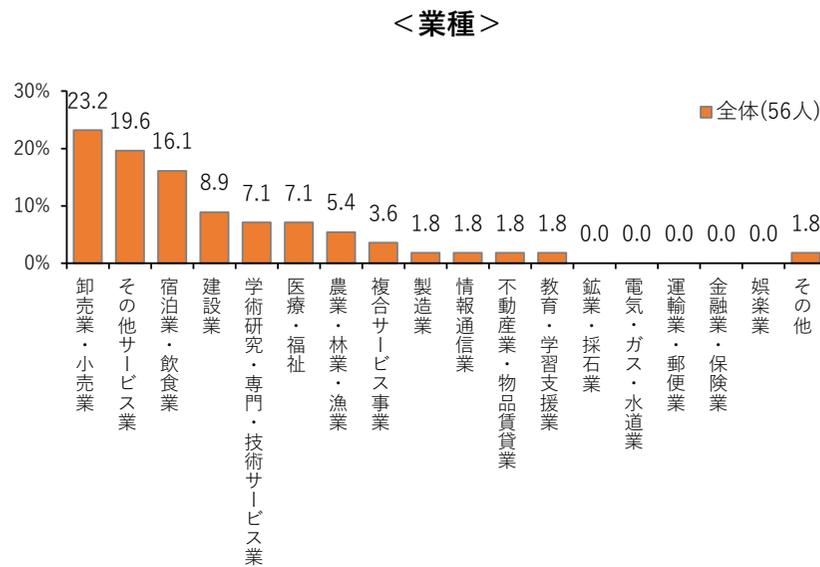
＜今後情報化を進める上で行政が重要視すべきこと＞



②事業所アンケート

調査概要	
調査対象	町内にある事業所及び個人事業主 無作為抽出 200 社
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数(率)	56 (28.0%)

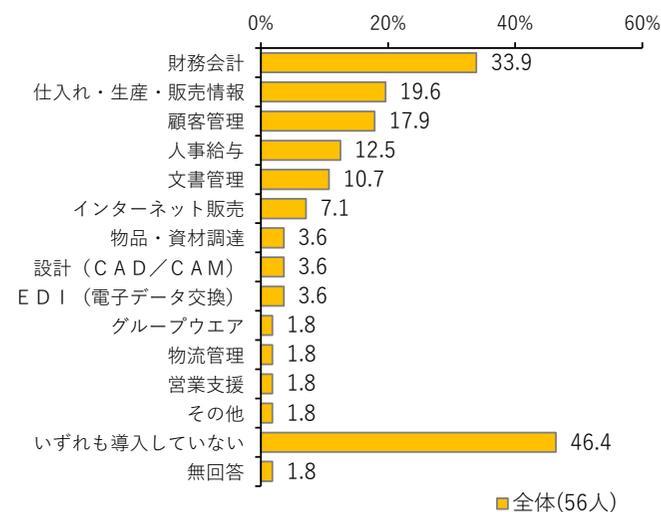
ア 対象者の属性



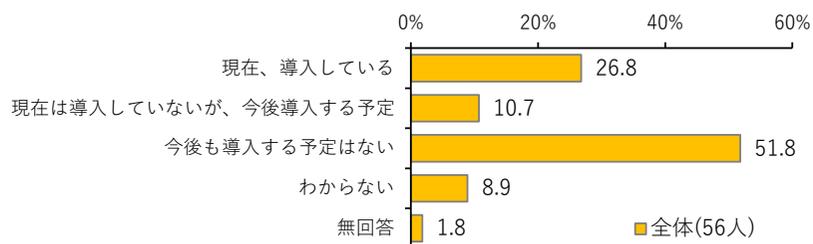
イ DXの現状

- ・町内事業所では、導入済みの情報システムとして、最も多い「財務会計システム」でも 33.9%の導入率で、「いずれも導入していない」事業所が 46.4%となっており、デジタル化が進んでいない状況となっています。
- ・電子決済（キャッシュレス決済）の導入率は 26.8%、電子契約書の導入率は 3.6%で、本格導入はこれからになると考えられます。

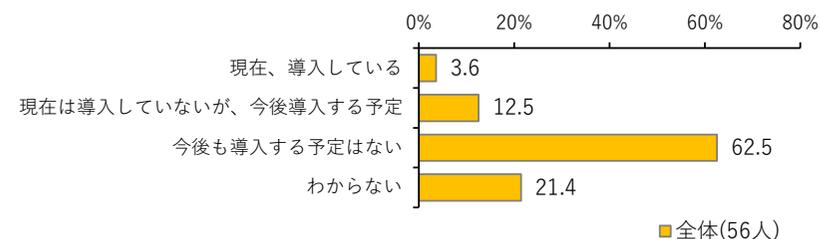
<現在、導入している情報システム>



<電子決済の導入状況>

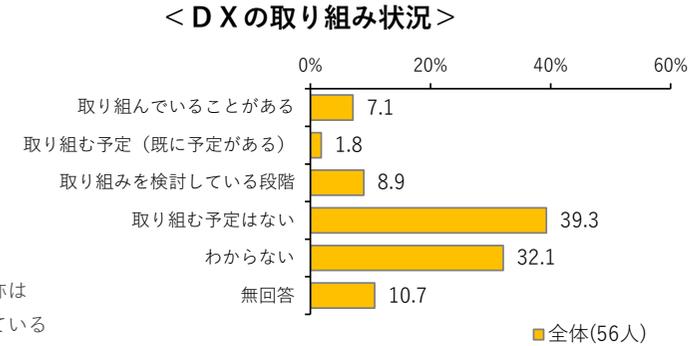
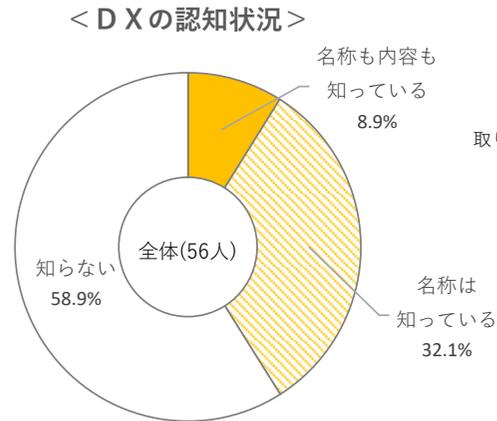


<電子契約書の導入状況>



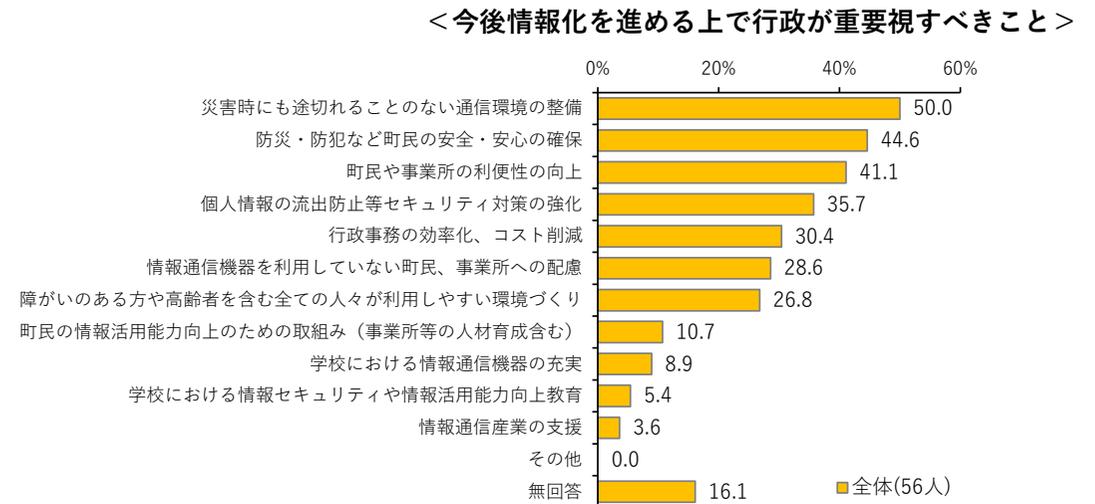
ウ DXの認知状況・取り組み状況

- DX（デジタルトランスフォーメーション）という言葉の認知度は「知らない」が約6割と低くなっています。



エ DXの今後

- デジタル化を進める上で行政が重視すべきこととして、「災害時にも途切れることのない通信環境の整備」、「防災・防犯など町民の安全・安心の確保」、「町民や事業所の利便性の向上」が上位3項目となっています。



3) 庁内ヒアリングの結果

湯河原町役場の全ての課（室・所）とヒアリングを行い、各課で行いたいシステム移行等を聞き取りしました。意見を、事務事業別カテゴリ別に表にまとめると以下のようになります。

NO	カテゴリ	事務事業数
1	行政手続のオンライン化に関すること	17
2	内部情報系システムの合理化・適正化	15
3	A I ・ R P A などを活用した業務効率化	11
4	ペーパーレス推進のための庁内環境整備	11
5	情報セキュリティ対策の推進	6
6	キャッシュレス決済の拡充	5
7	基幹系情報システムの標準化・共通化	5
8	ホームページやSNSを利用した情報発信の強化	5
9	デジタル人材の育成	4
10	デジタル機器の充実	3
11	デジタルデバイド対策	3
12	マイナンバーカードの普及促進及び利活用	3



第3章 計画推進

1 本町がDXにおいて目指す姿

本町では、まちの将来像を『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』とし、「町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町」になっていくことを目指し、総合計画を推進してきました。

一方、国においては、デジタル社会の目指すビジョンとして『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会』を掲げており、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進しています。これは、一人ひとりの笑顔の実現という、方向性を同じくするものです。

そこで、湯河原町DX推進計画基本理念を、

皆がデジタルの恩恵を享受し笑顔あふれるまち

として掲げます。

2 政策の基本方針

本町では、DXにおいて目指す姿を、「皆がデジタルの恩恵を享受し笑顔あふれるまち」としました。目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を立て、戦略的に推進していきます。

まずは、住民がデジタルの恩恵を享受できるよう、「**住民の利便性向上のための環境整備・推進**」を基本方針1としました。基本方針1を実現することで、これから本町に住む方や働く方、訪れる方など、すべての住民に笑顔をもたらします。

次に、行政がデジタルの恩恵を享受できるよう、「**持続可能な行政運営のための環境整備・推進**」を基本方針2としました。基本方針2を実現することは、行政運営の面だけでなく、基本方針1の住民の利便性を高める大きな原動力ともなり、すべての住民に笑顔をもたらすことにもつながります。

さらに、基本方針1や2の実現により得ることのできるデジタルの恩恵を、経済や地域の活性化に展開するため、「**DX推進のための環境整備**」を基本方針3としました。データの利活用ができる環境の構築やデータの利活用の推進、オープンデータ^{*}化の推進などにより、デジタル化にとどまらないDXにまで高めていく環境整備を進めます。

本町では、上記3つの基本方針のもと、DXを推進していきます。

* ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）における将来像 *

湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原



* 湯河原町デジタル化における将来像 *

皆がデジタルの恩恵を享受し笑顔あふれるまち



- 基本方針 1 住民の利便性向上のための環境整備・推進
- 基本方針 2 持続可能な行政運営のための環境整備・推進
- 基本方針 3 DX 推進のための環境整備

3 基本方針にかかる施策展開

基本方針1 住民の利便性向上のための環境整備・推進

→施策1 デジタル技術を活用した行政サービスの推進

行政手続のオンライン化……………*国の重点取組事項
マイナンバーカードの普及促進・利活用……………*国の重点取組事項
キャッシュレス決済の拡充
住民票等のコンビニ交付サービスの利用促進
ホームページやSNSを利用した情報発信の強化

→施策2 個人・地域・産業などの活動を支える環境の整備

デジタルデバイド対策……………*国のDXの取組とあわせて取り組むべき事項
地域社会のデジタル化の推進……………*国のDXの取組とあわせて取り組むべき事項

基本方針2 持続可能な行政運営のための環境整備・推進

→施策3 基幹系情報システムの標準化・共通化

基幹系情報システムの標準化・共通化……………*国の重点取組事項
内部情報系システムの合理化・適正化
AI・RPAなどを活用した業務の効率化……………*国の重点取組事項
Web会議の推進

→施策4 デジタル化やテレワーク等による効率化

テレワーク等の推進……………*国の重点取組事項

基本方針3 DX推進のための環境整備

→施策5 データの利活用の推進

オープンデータの推進
政策立案へのデータ活用
GIS（地理情報システム）の利活用及び公開

→施策6 デジタル化を推進するための環境整備

情報セキュリティ対策の推進……………*国の重点取組事項
デジタル人材の育成
デジタル機器の充実

基本方針 1 住民の利便性向上のための環境整備・推進

安心して働きながら暮らし続けられる町を実現していくためには、生活インフラの確保・暮らしの質や、デジタル技術を最大限活用した利便性の向上が必要です。

また、観光の質を変容させウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「観光立町・湯河原」の進展・維持を目指す必要があります。そのためには、デジタル技術を効果的に活用した観光振興を実現させるとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることが重要です。

そこで、行政サービスを受けるために必要な町への手続等によって発生する住民の負担を可能な限り減らすなど、満足度の高い行政運営を行うとともに地域社会のデジタル化の推進を行うことを目指します。

→施策1 デジタル技術を活用した行政サービスの推進

高齢化と人口減少の進行は、深刻な人手不足につながります。地域の未来を支える働く世代が、安心して働きながら暮らし続けられる本町を実現していくためには、デジタル技術を最大限活用した、利便性の向上が必須となります。

地場産業の高度化や新たな産業の創出、多様で魅力的な仕事を多数創出するためにも、生活インフラの確保・暮らしの質の向上を図ることが重要です。そのためにも、まず住民にとって必要で身近な行政サービスへのデジタル技術の活用を推進します。

オンライン化の可能な手続きについて順次オンライン化を進め、非来庁型の行政手続を増やすことで、住民の利便性向上につながります。

<事業例>

- ・ 各種申込や手続きのオンライン化
- ・ 公共施設予約のオンライン化
- ・ ふるさと納税ワンストップ特例申請^{*}の受付
- ・ オンラインでの口座振替申請受付
- ・ 他自治体との協同処理の推進

<期待する効果>

- ・ 住民が、来庁せず自由な時間に申請手続を可能にするることによる、利便性の高まりやサービス満足度の向上
- ・ 個々のサービスを一貫してデジタルデータで完結することができることによる、申請後の事務処理を効率化
- ・ 人との接触をすることなく手続等を行うことによる、コロナウイルスなどの感染症対策
- ・ 来庁者を減らすことによる、窓口での混雑緩和

マイナンバーカードは、本人確認書類として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用できます。

また、マイナンバーカードを活用することによる住民による行政手続の簡素化や、オンライン化を推進します。

<事業例>

- ・マイナンバーカード管理システム導入
- ・マイナンバーカードの多目的利用

<期待する効果>

- ・マイナンバーカードの普及が進むことによる、本人確認が必要な手続等のオンライン化
- ・マイナンバーにより取得できる情報を反映させることによる、申請の際に記入する手間の削減
- ・様々なカードをマイナンバーカードへ統合することによる、所有しているカード枚数の削減
- ・基本情報等の記入する項目を減らすことによる、各種手続の待ち時間の削減

いつでも・どこでも・簡単で便利な住民サービスの提供を実現するため、税金や保険料、証明発行等、公共施設の使用料等の支払いについて、キャッシュレス決済を推進し、住民サービスの拡充に努めます。

<事業例>

- ・商工・観光における電子クーポンの活用
- ・商店街等へのキャッシュレス拡充
- ・オンラインでの口座振替申請受付
- ・庁舎内への多機能レジ・キャッシュレス決済の導入

<期待する効果>

- ・現金の授受の減少による、釣銭準備の不要化
- ・現金の授受の減少による、釣銭の受け渡し間違いなどのミスを防止
- ・現金の授受の減少による、現金を狙った犯罪等の減少及び防犯上のセキュリティ向上

役場の開庁時間でなくても、いつでも・簡単にコンビニにおいて住民票の写し等の交付が可能になることにより、住民の利便性の向上が望めます。

住民満足度の向上に向け、住民票等のコンビニ交付*サービスの利用促進を図ります。

<事業例>

- ・コンビニ交付対象証明書等の拡充
- ・「コンビニ交付サービス」の普及啓発

<期待する効果>

- ・役場の開庁日や閉庁時間に関わらずどこでも交付が可能
- ・役場から遠い地域に住まれている方でも、近くのコンビニで交付が可能
- ・町外へ勤務されている方でも、勤務地近くのコンビニで交付が可能

住民の利便性向上のためには、住民皆が自由に行政情報を取得できる環境が大切です。

町ホームページやメールマガジン※、LINE等の公式SNSを活用した複数媒体での情報発信、Web版広報ゆがわらの活用の強化を図ります。

<事業例>

- ・町ホームページでのチャットボット機能の拡充
- ・町ホームページでの類似コンテンツの集約
- ・Web広報の活用
- ・発信ツールの拡充

<期待する効果>

- ・チャットボットを拡充することにより、知りたい情報を簡単に取得が可能
- ・チャットボットでのやり取りの記録データを分析により、住民サービスの向上
- ・類似コンテンツを集約することによる、該当項目の漏れがないような住民サービスの提供
- ・類似コンテンツを集約することにより、防災、イベント情報、支援情報などの町の情報を幅広く周知が可能
- ・Web広報を活用することにより、若者にも興味を持たれる広報の作成
- ・SNSやメールマガジンなど発信ツールを拡充することによる、幅広い年齢層へ町の情報の配信

→施策2 個人・地域・産業などの活動を支える環境の整備

近年発生した自然災害や世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の蔓延など、想定外の事象により人々の生活は変容を余儀なくされました。また、とりわけ観光業全体は、これまで経験したことのないような深刻なダメージを受けました。この影響は、観光立町である本町においては、大きなものとなっています。

そのため本町においては、観光の質を変容させ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「観光立町 湯河原」の進展・維持を目指す必要があります。そのためには、デジタル技術を効果的に活用した観光振興を実現させるとともに、地域に根差したデジタル技術の使い手の育成が必要です。

デジタルデバイドとは、一般に、インターネット等のICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報格差を指します。

その主な要因は、年齢等による機器操作やそもそも機器を持っていないことによる格差であると考えます。皆がデジタルの恩恵を享受できる環境の構築のため、各種団体と連携し、スマートフォン等の機器の使い方の講習に取り組むなど、デジタルデバイド対策を推進します。

<事業例>

- ・ 町民向けスマホ教室の開催
- ・ デジタル支援隊を編成（デジタルに強い町民の活用）
- ・ 直感的に操作可能なシステムづくり
- ・ 開放端末の設置

<期待する効果>

- ・ デジタル機器やデジタルサービスに不慣れな方々に各種体験講座を開催することによる、デジタル格差の解消
- ・ 住民がデジタル機器やデジタルサービスに触れる機会を増やすことによる、情報格差の減少
- ・ 年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、操作しやすいシステムづくりすることにより、誰でも対応が可能
- ・ ご家族や地域の若者等が教える側になることで、家庭内・地域内のコミュニケーションの醸成

観光立町である本町にとって、観光と地域社会は密接な関係にあります。魅力的な観光地を維持するために、デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など更なる魅力ある地域づくりの推進を行うと共に、地域におけるデジタル人材の育成・確保に努めます。

<事業例>

- ・ 商工会との連携
- ・ 観光協会・旅館組合との連携
- ・ 区会との連携

<期待する効果>

- ・ 地域社会のデジタル化を進めることによる、地域住民だけでなく、本町への来訪者へのサービス向上
- ・ 地域社会のデジタル化を進めることによる、観光面において、日常的にデジタルツールを使っている若者の集客
- ・ 区会が協力することにより、地域の防災・防犯など、町民等の安全・安心への連携

基本方針 2 持続可能な行政運営のための環境整備・推進

国では行政運営の効率化を図るべく、令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することを目指しています。本町においても、システム組合と連携し情報システムの標準化・共通化への対応を図り、職員・本町全体の生産効率を高めることが必要です。

また、デジタル化が進むことで、感染症や自然災害が発生した場合であっても、行政サービスが安定的・継続的に提供され、住民への行政サービス提供の質の向上を図ることが重要です。

そこで、システムの標準化・共通化の整備やデジタルツールを導入し、効率的かつ的確で持続可能な行政を実現することを目指します。

→施策3 基幹系情報システムの標準化・共通化

自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われてきたことにより、維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きく、人的・財政的負担の増大が過大でした。国ではこれらの課題を解消し、行政運営の効率化を図るべく「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することを目指しています。

本町においても、基幹系情報システムの標準化・共通化への対応を図り、全ての職員一人ひとりが業務をしやすくなるのはもちろんのこと生活の質の向上に努めます。また、職員・本町全体の生産効率も高めることで、住民への行政サービス提供の質の向上を図ります。

本町の基幹系情報システムは、県内の全 14 町村が町村情報システム共同事業組合を立ち上げ、共同でクラウドシステムを平成 23 年 4 月より運用しています。

国は 2025（令和 7）年度を目標時期として、全国の自治体に置いて標準準拠システムへの移行を目指しており、本町においても対応を図っていきます。

< 標準化・共通化の対象業務 >

1 住民基本台帳	2 固定資産税	3 個人住民税	4 法人住民税	5 軽自動車税
6 障害者福祉	7 介護保険	8 就学	9 国民年金	10 国民健康保険
11 後期高齢者医療	12 生活保護	13 児童手当	14 児童扶養手当	15 子ども・子育て支援
16 健康管理	17 選挙人名簿管理	18 戸籍	19 戸籍の附票	20 印鑑登録

< 事業例 >

- ・ 基幹系情報システムの標準化・共通化
- ・ 庁内の他システムとの連携

< 期待する効果 >

- ・ 基幹系情報システムを標準化することで、法改正等によるシステム改修費の軽減
- ・ 今後、国が構築するシステムとの連動性の確保
- ・ 他市町村との連携により迅速な情報共有が可能

湯河原町内部の事務で一部電子化されていないもの、電子データがあっても情報連携できていないため別の担当が再度データ入力を行う必要があるなど、業務に係る作業負担が課題となっています。

共有できるようなデータ形式の統一化、各担当が同一のシステムにデータ入力ができる仕組みの構築など効率的な事務の実現につなげるため、システムの調査・導入検討を行い、導入につなげます。

<事業例>

- ・ 文書管理システムの導入
- ・ 電子決裁システムの導入
- ・ 出退勤管理システムの導入
- ・ 作成資料の標準化

<期待する効果>

- ・ 文書管理システムの導入による、ペーパーレス化の実現、書類保管スペースの削減
- ・ 決裁行為を電子化することによる、効率的な稟議及び文書管理の実現
- ・ 庁内データの保管ルールを機械的に処理することによる、適正なデータ管理
- ・ 庁内での情報共有の向上
- ・ 検索効率が上がることによる、労力が必要だった文書探しから解放及び情報公開等に対する住民サービスの向上

文書管理システム…資料や文書をデジタル化し、効率良く管理するためのシステム。文書のペーパーレス化や検索、共有の効率が向上する。

電子決裁システム…コンピュータ上で決裁処理作業のすべてを行うシステム。書類の回覧や捺印がすべてコンピュータ上で可能となり、保管や管理が容易になる。

出退勤管理システム…出退勤時間の記録や残業等の集計などを行うシステム。これまで手作業で行っていた労働時間の集計や給与計算にかかる工数を大幅に削減したり、法律に対応した適切な出退勤管理ができたりする。

人災や財政資源が限られ、人口減少・少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、行政サービスを維持・向上させるために、A I ・ R P A などのデジタル技術の活用により業務の効率化や正確性の向上が必須となります。

国が策定したA I ・ R P A 導入ガイドブックなどを参考に、計画的な導入・活用に着手します。

<事業例>

- ・ 自動変換ソフトやデジタル編集ソフトの導入
- ・ 窓口案内や手続きのデジタル化

<期待する効果>

- ・ 自動変換ソフトやデジタル編集ソフトの導入による、業務にかかる時間の大幅な削減
- ・ 窓口案内や手続きのデジタル化による、窓口での待ち時間の削減や非接触等によるコロナウイルスなどの感染症対策
- ・ 職員が手作業で行っていた業務をシステムが機械的に行うことによる、入力ミス等の減少及び業務効率の向上
- ・ 職員の業務効率化が向上したことでできた時間で住民サービスの質の向上

近年の生活様式の変容に伴い、会場を利用しての会議が減り、オンラインでの会議が増加しました。

Web会議を外部との打ち合わせや町民講座等へ活用することで、移動時間の削減といった事務効率化を図るとともに、地域住民とのつながりを広げる手段として活用します。

<事業例>

- ・ Web会議の環境整備（端末、会場、回線）

<期待する効果>

- ・ 集団で集まることを想定した会場が不要
- ・ 町民等の自由な参加やこれまでの人数制限によらない参加が可能
- ・ 職員の出張による時間や交通費等の軽費の削減

→施策4 デジタル化やテレワーク等による効率化

近年記憶に新しい大規模災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延は、一時的に人やモノとの分断をもたらしました。感染症や自然災害が発生した場合であっても、行政サービスが安定的・継続的に提供されるためには、日ごろからデジタル化やテレワーク等を取り入れて行政サービスが提供できる環境を整えておく必要があります。

また、デジタル化やテレワーク等が推進することは、育児・介護と業務の両立を図ることができ、少子高齢化・人口減少が進む中で多様な人材の活用が可能になります。多様な人材の活用により、暮らしを支える行政サービスの維持が可能になり、育児・介護と仕事を両立による制約のあるワーカーであっても、孤立することなく社会参加することが可能になります。

新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、今後感染症の蔓延や地震・台風・集中豪雨などの自然災害発生時に、BCPの観点からも業務が継続的に可能となるテレワーク導入が重要となると考えています。

<事業例>

- ・テレワーク推進に係る環境整備
- ・推進体制の構築
- ・庁内事務のテレワーク化

<期待する効果>

- ・緊急時における事業継続性の向上
- ・対面でのやり取りが減ることによる、職員の移動時間や交通費など軽費の削減
- ・テレワークの導入による、職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・対面でのやり取りが制限される状況下においても、通常どおり業務継続を実現
- ・納税や滞納相談、保健事業などに付随する現地巡回や訪問業務にテレワークを活用することによる、大幅な業務の効率化

基本方針 3 DX 推進のための環境整備

町が保有するデータ等を有効に活用し、行政の高度化・効率化・透明性向上、民間における創意工夫、地域活動における創意工夫は自治体力の向上につながり、EBPM（証拠に基づく政策立案）による目標の設定や検証を行うことで、データの利活用ができる環境の構築と、データの利活用の推進を図る必要があります。

また、環境整備を行うだけでなく、職員研修等により職員のコンプライアンスや情報セキュリティの徹底を行うことも重要です。

そこで、オープンデータの推進により経済活性化を図るとともに、情報セキュリティ対策を行うことで、安全安心なデータ管理により透明性・信頼性を向上することを目指します。

→施策5 データの利活用の推進

町が保有するデータ等を有効に活用し、行政の高度化・効率化・透明性向上、民間における創意工夫、地域活動における創意工夫は自治体力の向上につながります。また、行政計画のプランニングや施策運営においては、その手段が正しく成果に向かっているかどうかの進行状況を定期的にモニタリングし、確認することが必要です。

E B P Mによる目標の設定や検証を行うことで、目標達成までのさまざまな工程のどこで問題が起きているかの原因を検証し、効果的な改善を図ることができます。それらを達成するために、データの利活用ができる環境の構築と、データの利活用の推進を図ることが必要です。

1

オープンデータの推進

町保有のデータを誰もが利用しやすい形で公開することで、行政の高度化・効率化・透明性向上、民間における創意工夫を活かした多様なサービスの提供や官民協働での諸課題の解決につながります。

<事業例>

- ・GIS（地理情報システム）の統合整備・利活用
- ・ホームページでのデータ公開
- ・データ作成における統一的なルールづくり
- ・公開するデータの拡大、利活用の促進

<期待する効果>

- ・オープンデータの活用による、新たなビジネスを創出や経済の活性化の向上
- ・公開するデータ量のさらなる拡大を推進することによる、住民サービスの向上
- ・データをインターネット上に公開することにより、時間や場所を問わず自由に利用可能

町は、限られた資源を有効に活用するため、データを利用して政策立案や行政効率化・高度化を図る必要があります。行政計画のプランニング、施策運営を行うにあたって政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や各種統計等のデータを活用した、E B P Mの実現を目指します。あわせてE B P Mを推進するための人材の確保・育成等に努めます。

<事業例>

- ・各種統計データの活用
- ・紙で保有する資料を電子データ化し、A I等を活用したデータ分析
- ・E B P Mを推進するための人材の確保・育成

<期待する効果>

- ・これまで活用しきれない情報をデータ化し、蓄積・分析することでより効果の高い政策立案が可能
- ・事業効果の検証等を行うことによる、職員の意識向上

現在、担当部署ごとに紙媒体や電子媒体の地理情報が散在している状況です。情報を集約し、全ての職員が容易に使用できるシステムを導入することは、業務効率化・適正化に、情報の適時適切な提供に繋がります。地理情報やそれに付随する情報について、調整を行いつつ導入を図ります。

また、住民が利用したい時にオンライン上で閲覧できることは、利便性向上に大きく寄与します。

<事業例>

- ・GIS（地理情報システム）の統合・公開

GISとは、「ジオグラフィック・インフォメーション・システム」の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術（地理情報システム）のこと。

<期待する効果>

- ・町民等から通報を受けることができ、地理情報の双方向性を実現することで、町民等の安全安心を図り、住みよいまちづくりの実現
- ・災害時に避難所における避難者の数や状況の報告等への活用が可能
- ・散在している地理情報を統一することで、住民が必要なデータに簡単にアクセス及び利用できる環境の構築
- ・業者等が来庁せずに情報を取得可能

→施策6 デジタル化を推進するための環境整備

行政運営サービス提供の維持を行う上で、デジタル化は避けて通ることのできない事項となっています。一方で、行政におけるデジタル化は、なかなか進まない現状があります。特に、資源の限られた地方公共団体においては、効率的で有効なDXの推進は厳しい現代に打ち勝つ有効な一手であり、本町においても推進が必要となります。

行政DXの進展を阻害する理由に、「情報セキュリティの確保に対する不安がある」「業務がテレワークになじまない」「業務のやり方を変えられない」などがあります。それらの局面を打開するべく、コンプライアンスや情報セキュリティの徹底、DX推進のための意識改革を行います。

本町では、国において進められるICTを活用したデジタル社会の構築に伴い、これまでにICTインフラの整備、利活用を行うため「総合行政ネットワーク（LGWAN）の整備」をはじめとする各種システム整備やセキュリティ強化等を行ってきました。

高度化・巧妙化するサイバー攻撃等やから情報資産を守るため、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」踏まえ、本町のセキュリティ対策について見直しを図ります。

あわせて、全職員に対するコンプライアンス・情報セキュリティ研修の実施、情報セキュリティに関する監査・点検を実施します。

<事業例>

- ・全職員に対するコンプライアンス・セキュリティ研修の実施
- ・情報セキュリティに関する監査・点検の実施

<期待する効果>

- ・職員一人ひとりのセキュリティに関する意識・知識の向上を図ることで、適切な業務運営の確立
- ・情報の漏えいや紛失を防止することによる、個人情報の保護

少子高齢化・人口減少の進行、社会情勢の複雑・高度化により、行政が担う役割はさらに多様化し、職員の担う業務は増加していくことが予想されます。

限りある職員で行政運営を維持するためには、既存業務の執行体制を見直し、より効率的な体制とすることが求不可欠となります。

AI・RPAなど、業務改善に役立つデジタルツールを導入、これらを活用できる人材の育成、活用を前提とした業務遂行意識の醸成などが求められます。

研修などを通じてDX推進のための意識改革を図ります。

<事業例>

- ・ デジタルツールの導入
- ・ デジタルツールを活用できる人材の育成やDX推進のための意識改革を目的とした研修の実施
- ・ データ管理のルール作成・統一化
- ・ 外部人材の活用

<期待する効果>

- ・ 研修などの実施により、職員のICTリテラシーを向上
- ・ 職員がそれぞれの職場で業務改善を行うことができるよう人材育成を図ることによる、将来的な職員負担の軽減
- ・ デジタルツールを活用することによる、経験値に捉われることなく業務の遂行

町一丸となってDXを推進する環境づくりのため、デジタル端末の整備を推進します。

<事業例>

- ・ 庁内ネットワークの無線化
- ・ タブレット端末の導入
- ・ 外部ネットワークへの接続可能なパソコンの導入

<期待する効果>

- ・ タブレット端末を利用することで、窓口業務の効率化による住民サービスの向上
- ・ 情報共有や修正が容易になることによる、業務効率化や生産性の向上
- ・ ペーパーレス化に伴う、資料作成にかかる時間やコストの削減
- ・ 庁内ネットワークの無線化やデジタル機器の導入をすることによる、時間や場所を選ばずに質の高いDXの推進

1 湯河原町デジタル化推進会議

1) 設置要綱

湯河原町デジタル化推進会議設置要綱

令和3年10月14日
告示第81号

(設置)

第1条 (反称) 湯河原町デジタル化推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、関係団体や民間事業者等から意見及び提言を求め、湯河原町デジタル化推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、推進計画の策定及び実施に必要な事項について、町長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、副町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の経済団体関係者
- (2) 町の福祉団体関係者
- (3) 有識者
- (4) 公募により選出された町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に資料の提出を求め、若しくは出席を求め、又は関係事項について説明若しくは意見を聴くことができる。
- 3 会議は、デジタル化の方向性等について未決定事項を協議するため、原則として非公開とする。

(謝礼)

- 第7条 委員が会議へ出席した際の謝礼は、別表のとおりとする。ただし、会議時間が4時間以内の場合は、当該謝礼額の2分の1の額とする。
- 2 前項の規定は、会議が書面又はオンラインの場合も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員が会議へ出席した際の費用弁償は、湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年湯河原町条例第7号)による特

別職職員の額相当額とする。

- 2 前項の規定は、会議が書面又はオンラインの場合は、費用弁償は支給しないものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務を処理するため、デジタル化推進主管部署に事務局を置く。

- 2 事務局長は、デジタル化推進主管部署の長をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第7条関係)

区 分	金 額
会議	日額 10,000円

2) 委員名簿

2023/01/06 現在

NO	分類	団体	氏名
1	(1)経済団体	湯河原町商工会	横山 裕介
2		湯河原町商工会	青木 里美
3		湯河原温泉観光協会	村上 一夫
4		湯河原温泉観光協会	鈴木 龍介
5		湯河原温泉旅館協同組合	室伏 学
6		湯河原温泉旅館協同組合	伊藤 義範
7	(2)福祉団体	湯河原町民生委員児童委員協議会	齊藤 朋子
8		湯河原町民生委員児童委員協議会	令和4年11月30日まで 福井 静子
		湯河原町民生委員児童委員協議会	令和5年1月6日から 秋山 こず枝
9		湯河原町民生委員児童委員協議会	邊見 千恵
10	(3)有識者	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	飯田 和稔
11		富士通 Japan (株) 神奈川支社第四ビジネス部	宮崎 昭夫
12		(株)日立システムズ神奈川支店	山本 真一郎
13	(4)公募委員	—	青木 恵子
14		—	鶴巢 輝美
15	(9)行政機関	湯河原町役場	高橋 正

2 湯河原町デジタル化推進検討会

1) 設置要綱

湯河原町デジタル化推進検討会設置要綱

令和3年10月28日
訓令第6号

(設置)

第1条 この要綱は、(仮称)湯河原町デジタル化推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、町民、事業所及び職員からの意見及び提案を受け、湯河原町のデジタル化の方向性等について検討するため、湯河原町デジタル化推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、推進計画の策定及び実施に必要な事項について所掌する。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) デジタル推進室長
- (2) 公営企業管理者
- (3) 消防長
- (4) 参事

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、デジタル推進室長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第6条 検討会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ開催できない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に資料の提出を求め、若しくは出席を求め、又は関係事項について説明若しくは意見を聴くことができる。

4 検討会は、デジタル化の方向性等について未決定事項を協議するため、原則として非公開とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、デジタル化推進主管部署において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

2) 委員名簿

2022/11/01 現在

NO	職名	氏名	備考
1	公営企業管理者	長田 勲	副委員長
2	政策グループ参事	内藤 喜文	委員長
3	総務グループ参事	涌井 信明	
4	福祉グループ参事	石井 あゆみ	
5	環境政策担当参事	須藤 裕明	
6	まちづくりグループ参事	大木 孝	
7	教育グループ参事	富士川 貢	
8	消防長	菅沼 安幸	

3 用語説明

- **アクセス**
情報やデータなどに接近し、利用・入手すること。
- **アクセスポイント**
通信ネットワークの末端で、コンピュータなどからの接続要求を受け付け、ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。
- **オープンデータ**
誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製や加工などができるデータのこと。
- **オンライン**
インターネットに繋がっている状態のこと。
- **ガイドブック**
ある主題や物事の案内、解説、紹介、説明、指南などを目的とした図書。
- **観光入込客数**
「観光入込客」は、日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者とし、都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値を「観光入込客数」という。
- **基幹系情報システム**
住民記録・福祉・税情報など、個人情報扱うシステムのこと。
- **キャッシュレス決済**
現金を使わずに支払いを済ませる方法のこと。
- **クラウドシステム**
コンピュータの利用形態のひとつであり、インターネットなどのネットワークに接続されたコンピュータが提供するサービスを活用したコンピューターシステムのこと。
- **コスト**
物を生産するのにかかる費用のこと。
- **コンテンツ**
具体的な情報の内容のこと。
- **コンビニ交付**
マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスのこと。
- **コンプライアンス**
企業などが、法令や規則を守ること。
- **サイバー攻撃**
パソコンやスマホなどの情報端末に対して、ネットワークを通じ、システムの破壊やデータの搾取、改ざんなどを行う行為のこと。
- **サービスデザイン思考**
顧客体験のみならず、顧客体験を継続的に実現するための組織と仕組みをデザインすることで新たな価値を創出するための方法論のこと。
- **情報セキュリティ**
情報の機密性、安全性等を確保すること。
(情報セキュリティポリシー：企業や組織における情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。)
- **スマートフォン決済**
スマートフォンにインストールしておいた専用アプリを用いて支払いをする。キャッシュレス決済方法のひとつ。

□ 生活インフラ

毎日の生活を支えてくれているもののこと。特に日常生活に必要なインフラは「ライフライン」と呼ばれ、電気、ガス、水道、通信関係、交通関係の5つが該当する。

□ 総合行政ネットワーク（L GWAN）

都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続し、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークのこと。

□ タブレット端末

パソコンなどの端末のうち、液晶画面を直接触って操作ができる端末のこと。

□ チャット（チャット相談）

チャット（chat）は、インターネットでよく利用されるサービスのひとつで、本来は“おしゃべり”という意味の言葉。インターネットでは、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステムをチャットと呼んでいる。

□ チャットボット

人口知能を活用した、自動的に会話を行うシステムのこと。

□ ツール

道具、手段、方法などのこと。

（デジタルツール：人間が行っていた作業をデジタル技術により管理するシステムのこと。）

□ デジタル・エクスペリエンス

デジタルによって提供・表現される全てのプロセスならびに体験をさす。

□ デジタル化

従来のアナログシステムや業務プロセスをデジタル技術に置き換え、効率化すること。

□ デジタル機器

音声や映像などのデジタルデータを取り扱う電化製品のこと。

□ デジタル人材

D X推進を担う多様な人材のこと。I T技術（情報技術）を持つだけでなく、デジタル技術を活用して新たな価値を提供できる人材を指す。

□ デジタル製品

情報処理機能や通信機能などを併せ持った家電製品やカーナビゲーションシステム、スマートフォンなどのこと。

□ デジタル・トランスフォーメーション（D X）

デジタルテクノロジーを駆使して経営のあり方やビジネスプロセスを「再構築」すること。

□ デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報技術を利用できる者と利用できない者との間に格差が生じること。

□ デジタルリテラシー

デジタル技術を理解して適切に活用できる能力のこと。

□ テレワーク

「t e l e（離れた所）」と「w o r k（仕事）」をあわせた造語であり、情報通信技術を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

□ 電子クーポン

インターネット上で配布されるクーポンのこと。

□ 電子データ

パソコンやスマホ等などのコンピュータで取り込めるデータのこと。

□ 内部情報系システム

職員が事務処理を行い、インターネット環境に接続できるシステムこと。

□ ニーズ

需要、要求のこと。

□ ネットバンキング決済

各銀行のネットバンク口座を利用して支払いを行える決済手段。金融機関やコンビニに行かなくても、自宅のパソコンやお手持ちのスマートフォン・携帯電話から支払いができる。

□ ふるさと納税ワンストップ特例申請

ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる仕組みのこと。

□ プランニング

計画や企画を立案すること。

□ ペーパーレス

紙で作成や保存していた書類等をデジタル化することで、紙を少なくし業務効率の改善やコスト削減をすること。

□ ホームページ

企業や個人など情報を検索する際にインターネット上に表示されるページの集合体こと。

□ マイナンバーカード

プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されているカードのこと。本人確認のための身分証明書として利用できる。

□ 無線 LAN

LAN は「ローカル・エリア・ネットワーク」の略で、敷地内や建物内など一定の限定されたエリア内で接続できるネットワークを指している。無線で接続する LAN が「無線 LAN」、有線で接続する LAN が「有線 LAN」という。

□ メールマガジン

電子メールを利用して定期的に配信される情報提供サービスのこと。

□ モニタリング

対象の状態を継続的または定期的に観察、記録すること。

□ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を調和させること。

□ 自治体 DX 推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、総務省が令和 2 年 12 月に計画を策定。

□ かながわ ICT・データ利活用推進計画

神奈川県が、県民の安全安心や利便性の向上と、行政内部の業務全般の効率化を実現するため、ICT 及びデータを積極的に利活用していくことも目的に令和元年 7 月に策定。

□ 湯河原町観光立町推進計画

総合計画に定める町の将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」の実現、また町、町民、事業者、関係団体等が一体となって「観光立町・湯河原」を実現するため平成 24 年（2012 年）6 月に第 1 期計画を策定。令和 3 年（2021 年）3 月に第 2 期湯河原町観光立町推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定。

□ 湯河原町教育委員会基本方針

総合計画及び教育大綱に基づき、町教育委員会が策定する基本方針のこと。毎年改定を行っている。

□ 湯河原町総合計画

湯河原町の最上位計画。目指すべきまちの姿を定め、そのためにどのような施策を行っていくのか、自治体に関わる様々な分野について記載している計画。令和 3 年 4 月から、令和 12 年度を目標とする「ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）」を策定。

□ 湯河原町地域福祉計画

高齢者、障がい児者など、地域で支援を必要としている方を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送ることができ、また、複雑・多様化した地域福祉ニーズに応えるため、令和 4 年 3 月に「第 2 期湯河原町地域福祉計画」を策定。

□ **湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン**

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す。湯河原町では令和2年4月に「第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」を策定。

□ **AI**

「アーティフィシャル・インテリジェンス」の略。人工知能のこと。

□ **BCP**

「ビジネス・コンティニューイティイー・自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

□ **EBPM**

「エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング」の略。証拠に基づく政策立案のこと。

□ **e-Tax**

国税電子申告・納税システムのこと。各種手続をインターネット上で行うことができる。

□ **free Wi-Fi**

公共の場所、あるいはコンビニ、カフェなどの店内で誰でも利用できるよう無料で提供されたWi-Fiスポットのこと。公衆無線LANや無料Wi-Fiスポットとも呼ばれている。

□ **GIS（地理情報システム）**

「ジオグラフィック・インフォメーション・システム」の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術（地理情報システム）のこと。

□ **ICT**

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略。情報通信技術のこと。

□ **IoT**

「インターネット・オブ・シングス」の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

□ **IT基本法**

IT（情報技術）を駆使して国民がインターネットをはじめとするネットワーク通信の利便性を享受でき環境の形成と、創造的で活力ある社会の確立を実現するための理念を定めた法律。

□ **RPA**

「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略。パソコン端末上の作業自動化方法のこと。

□ **SNS**

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上のコミュニケーションの場のことであり、LINE、Facebook、Instagramなどの総称のこと。

□ **Web会議**

インターネットを通じて映像、音声のやり取りや、資料の共有などを行い、場所を問わず顔を合わせて会議ができる方法のこと。

□ **Web広報**

ホームページなどのインターネット上で町の情報を発信すること。